

八街市告示第119号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、  
固定資産縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供する。

令和 8年 4月 1日

八街市長 北村 新司

1. 縦覧の場所 八街市市民部税務課

2. 縦覧の期間 令和 8年 4月 1日（水）から

令和 8年 4月30日（木）まで

（土日、祝日を除く。）

ただし、令和 8年 4月26日は日曜開庁日であるため

縦覧可能

3. 縦覧の時間 午前 8時45分から

午後 4時30分まで